



2013-14 年度 R I のテーマ「ロータリーを實踐し
みんなに豊かな人生を」
R I 会長 ロン D. バートン (Engage Rotary, Change Lives)
八戸南ロータリークラブ会報



●ガバナー 北山 輝夫 ● 会長 小原 隆平 ● 幹事 清川 浩幸 ● 会報委員長 三浦 晃
ホームページ : <http://www.hi-net.ne.jp/~hsrclub/> Email : hsrclub-2830@cd.hi-net.ne.jp
RI 第 2830 地区ホームページ : <http://www.rotary-aomori.org>

第 1882 回例会記録《規定審議・クラブ細則委員会担当例会》
2014 年 5 月 15 日 (木) 点鐘 12 : 30

レポート No. 1319

第 1882 回例会要旨

- ・ 会長要件
- ・ 幹事報告
- ・ 各委員会報告
《出席、親睦、広報・雑誌・IT》
- ・ 規定審議・クラブ細則



四つのテスト
橋本職業奉仕委員

《会長要件》山子副会長



五月もちょうど半ばで今が一年で一番良い季節ではないでしょうか、又、五月は総会が多い月でもありまして、我々業界の総会もありますが一昨日その総会に向けた理事会がありました。その席でちょっとした問題が持ち上がったのですが我々の業界にも四つの

テストがあればこのような事は起こらなかったのではないかと思います。

1. 「真実かどうか」私も真実を言っているかどうかは疑問ですが、少なくとも嘘は言わないようにしたいと思っています。
2. 「みんなに公平か」これが今回の問題の基のような気がします。
3. 「好意と友情を深めるか」これに基づいて丁寧な対応をしていればよかったのではないかと。
4. 「みんなのためになるかどうか」今回の件も一部の人だけが良い思いをしているのではないかとこのところから来ていたように思われます。この四つのテストをロータリーの活動だけではなく商売にも当てはめればよい方向に行くのではと思っています。

今日は規定審議・クラブ細則委員会担当例会で近藤副委員長より定款細則についてのお話があります。ぜひ皆さんで勉強して頂きたいと思います。

《本人誕生日》



鈴木会員

《奥様誕生日》



久保田会員



《出席報告》田守委員長
正会員数 43 名。本日の出席は免除会員 4 名を含む 24 名。出席率 65%です。前々会の例会は、蕪島海岸清掃例会でした。

《結婚記念日》



橋本会員

《幹事報告》清川幹事



地区研修・協議会の御礼状がインカミングガバナーより届いています。ザ・ロータリアン誌が届きました。事務局に置いてあります。6 月 5 日の早朝例会の案内を回しています。皆さんの参加をお待ちしています。

《ニコニコボックス》伊藤会員

清川幹事：今日は、規定審議・クラブ細則委員会担当例会です。石橋委員長、近藤副委員長 よろしくお祝い致します。

近藤会員：担当例会です。よろしくお祝いいたします。

榊会員：近藤さん宜しくお祝いします。

伊藤会員：近藤さん今日はよろしくお祝いします。工藤さんお久しぶりです。

工藤会員：お久しぶりです。元気でもどってまいりました。又、宜敷くお祝いします。

米内会員：ごめいわくおかけしました。

平光会員：今日は仕事とロータリー行ったり来たりします。工藤さんありがとうございます。

本人誕生日：鈴木会員

奥様誕生日：久保田会員

結婚記念日：橋本会員



《広報・雑誌・IT委員会》鈴木委員長



先日の蕪島海岸清掃の記事がロータリー東北に掲載されました。

4月号のロータリーの友の記事についてご紹介します。横組みのP24にWHOの東南アジア地域でのポリオ撲滅宣言の記事が載っています。日本では、八戸で最初にワクチン投与が行われた病気なので感慨深いものがあります。

《規定審議・クラブ細則委員会》石橋委員長

今日は定款細則の見直しについてご説明します。2013年にRIの規定審議会が行われ改定されましたので、当クラブの定款細則も見直すことになり新しい定款細則を作りました。近藤さんより説明をしていただきます。



《近藤副委員長》



今回の規定審議で変わったところをご説明します。当クラブ定款細則の定款第4条の中で「綱領」が「目的」、「奉仕の理想」が「奉仕の理念」に変わりましたがこれはRIの規定審議で変わったのではなく日本の「綱領等翻訳問題調査研究小委員会」

での日本語訳が変わったのです。全体的に少し分かりやすくなったような気がします。次に第5条の5で「新世代奉仕」が「青少年奉仕」に変わりました。第7条第3節にRI定款第5条第2節に定められたとありますがこれは手続要覧の133Pにあります。前に説明したことがあります。「専業主婦」も会員になれるという事です。第7条第4節は全面的に変わりました。かいつまんで説明しますと、移籍ロータリアンや元ロータリアンの退会理由は問われなくなりましたが、移籍ロータリアンは元のクラブからの推薦状を持参するように求められています。又、当クラブの現会員及び元会員が他のクラブの会員候補者になった時には金銭的債務があるかどうかの問い合わせに30日以内に答えなければならない等です。第9条第1節では、クラブの例会だけでなく奉仕プロジェクト及びその他の活動や行事に積極的に参加するよう求められています。第3節出席規定の免除(a)では健康上の理由である場合、今までは12か月が限度でしたが理事会の承認があれば一定期間延長しても良い事になりました。また(b)では年齢制限65歳以上が取り除かれ、年齢とロータリー歴の合計が85年以上で良い事になりました。第4節のRI役員欠席ではRI役員の配偶者/パートナーも会員である場合欠席が認められるようになりました。第5節出席の記録では第3節(a)により欠席が認められた会員の欠席は出席記録に含まれないという事です。

第10条第4節役員で、幹事の役割を重視して表現方法が変わりましたが実質的に当クラブでは変更がありません。第5節(c)でクラブ会長の候補者は指名に先立つ少なくとも1年間クラブの会員でなければならないがガバナーが認めた場合1年未満でも良いとなっています。ただ、手続要覧の4Pには会長の条件が色々書かれてありますのでどうなのかと思います。第12条第4節(a)でも出席に関して例会と奉仕プロジェクトにバランス良くと有り例会重視から変わっています。当クラブでは国際奉仕の南浦項、社会奉仕の三社大祭や蕪島清掃、職業奉仕のよろず相談などに参加すれば出席と同じ扱いだと言う事です。第5節(a)では有効になる理事の投票率が、全理事の三分の二から出席した理事の三分の二に変わりました。ただし理事会成立には理事の過半数の出席が必要です。以上が今回変わったところですが当クラブの細則にはほとんど影響がありません。

細則の説明に移ります。細則第2条で理事が12名から13名に変わっていますが、熊谷年度より規定審議・クラブ細則委員長が入り13名になっていましたので訂正しました。第3条第1節(a)で7名の理事を指名するとあります。当クラブでは18か月前に次次年度の会長も一緒に選ばれますがあくまで会長ノミニニーであり6か月間は役職がありませんので8名ではなく7名です。この7名に幹事、会計、会場監督、会長、直前会長、会長エレクトを加えた13名が理事会メンバーです。第9条第1節(a)に書いてあるように、必要に応じて特別委員会を設けることが出来ることあり、当クラブでは規定審議・クラブ細則委員会を設けましたが、これはRI細則の16条にあるRI運営審査委員会を参照しています。第4条第2節の直前会長の任務に「会長、副会長共に不在の場合は本クラブの会合と理事会の会合において議長を務めるものとする。」という一文を足しました。手続要覧の24Pに副ガバナーという項目が新しく付け加えられました。これはガバナーが任務の続行が出来なくなった時に副ガバナーがその任務を行うと言う事です。これをクラブに当てはめると副会長はPETSに出ていないので会長の代行が長期に及んだ場合副会長は出来ないが直前会長なら出来るので、もしの場合は理事会で決めれば良いと思います。9Pの構成表を見て頂ければ分かりますが6つの小委員会がなくなりました。詳しく説明したいのですが時間が来てしまいました。最後になりますがこの表にあるようにクラブ組織運営委員会(副会長兼務)の下には小委員会があり、奉仕プロジェクト委員会(会長エレクト兼務)の下には5大奉仕の委員会がある事を忘れないでほしい。それを監督調整することを忘れずに担当委員会の例会の前には各委員会を開いて準備してください。また、クラブ協議会も本来の形では開かれていないようなので、手続要覧を見直して本来のクラブ協議会を開くよう要望します。